

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月まで※に、**本年の秋肥と来年の春肥**として使用するために注文・購入した肥料が対象です。

※春肥の申請〆切は2月中の予定です。それまでに購入または予約注文をしてください(P3参照)

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left\{ \text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\left[\begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right] \left[0.9 \right]} \right\} \times 0.7$$

※価格上昇率・使用量低減率は国が定めます

支援の対象となる方

農産物を販売し※、化学肥料の使用量の2割低減に取り組む農業者

※自給飼料の生産を行う畜産農家の場合は畜産物の販売実績があること、販売を開始していない新規就農者の場合は認定新規就農者であることが要件となります

申請に必要なもの

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入数量、購入価格がわかる**注文票**と、**領収書**または**請求書**
 - ☞ 本年秋肥と来年春肥は申請時期が異なりますので、別々に申請してください
 - ☞ 対象期間中に注文なしで購入した肥料は**領収書**または**請求書**だけで可です
- 2 **化学肥料低減**に向けた取組に**2つ以上**取り組むことを明記した「**化学肥料低減計画書**」(次のページに様式と書き方見本があります)

その他、要件を確認する「誓約書」や支援金の受取口座の振替依頼書などがあります



農業者の皆様にご記入いただくもの



様式第2号 (様式第1-1号の添付書類)

化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

・秋肥申請時は秋肥を使用する作物を、
春肥申請時は春肥を使用する作物を記載します。
・作付面積の半分以上を占める作物で取組メニューを実施します。

1. 「前年度までの取組」
2. 「令和4年度又は令和5年度のうち1つ以上」

・「令和4年度又は令和5年度」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。
・2つ以上、取り組んでください。
・既に取り組んでいるものを継続しても可ですが、2つのうち1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)にしてください。

取組メニュー	令和4年度又は令和5年度	令和6年度
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		



私は、添付



この様式に加え、
・支援の要件などを確認する「誓約・同意書」
・支援金の振込に必要な「口座振替依頼書」
などのご記入も必要となります。

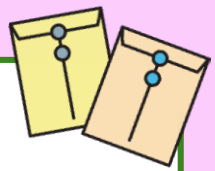
様式は茨城県や県農業再生協議会のホームページや
申込窓口となるJA、肥料販売店等に 있습니다。

に使用します。

ことが必要です。
(等)

てください。

申請方法



原則として、肥料を購入した店舗での申し込みとなりますので、購入した店舗にお問い合わせください。
申請期限は県や市町村、農協、肥料販売店にお問い合わせください。

留意事項

- ・令和4年6月以前に注文、購入した肥料は対象となりません。
- ・肥料以外の資材(農薬やビニールなど)は対象となりません。
- ・「令和4年度又は令和5年度の取組」として○や◎をつけた化学肥料低減の取組は、後日、取組状況を確認いたします。取り組んだことの根拠となる書類は必ず5年間の保管をお願いします。

スケジュール

令和4年10月下旬頃～	農業者から販売店等への申請受付(秋肥分)
令和4年12月下旬頃～	販売店から農業者へ支援金の振込(秋肥分)
令和5年2月頃～	農業者から販売店等への申請受付(春肥分) 農業者の化学肥料低減の取組状況確認①
令和5年4月頃～	販売店から農業者へ支援金の振込(春肥分)
令和6年度中	農業者の化学肥料低減の取組状況確認②

具体的な時期については県や県農業再生協議会ホームページで公表します

Q&A

問 い



答 え



① 化学肥料が足りなくなるといことを聞いたのですが。

- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により当面**必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。



問 い

答 え

<p>② 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。 選択した取組は、適切に実施してください。
<p>③ 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既に取り組んでいるものも、「令和4年度または令和5年度の取組」でカウントできます。 その際は、1つ以上は新しい取組または従来取組の強化・拡大をしてください。
<p>④ 低減の取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本年に取り組めない場合は、来年に取り組んでいただければ結構です。本事業の期間内である令和4年度～5年度の間に取り組んでください。
<p>⑤ いつ頃までに申請すれば良いのか。また、いつ頃支援を受けられるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に秋肥、春肥でそれぞれで申請してください。 秋肥について、早めに申請いただければ、できるだけ年内に支払えるようにします。
<p>⑥ 領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。
<p>⑦ 令和5年5月に店頭で購入した肥料も支援の対象か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年春肥分の支援金の申請は令和5年2月頃の〆切のため、それまでに注文した肥料が対象となります。春肥の注文は早めをお願いいたします。



農林水産省ホームページにて、本事業の解説動画を掲載しております（左のQRコード参照）。是非ご覧ください！

肥料価格高騰対策事業



<申請先> 肥料を購入された店舗(JAや肥料販売店等)

<問合せ先> 茨城県農業再生協議会

茨城県農業技術課 電話 029-301-3894

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 電話 029-232-2115

県北農林事務所 農業振興課 電話 0294-80-3303

県央農林事務所 農業振興課 電話 029-221-3034

鹿行農林事務所 農業振興課 電話 0291-33-4117

県南農林事務所 畜産振興課 電話 029-822-8521

県西農林事務所 農業振興課 電話 0296-24-9169